

一般社団法人日本消化器内視鏡学会

演題等発表における欠席等の取り扱い規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本消化器内視鏡学会（以下「本学会」という。）総会時における演題等の発表当日に、欠席した場合の筆頭演者への対応について定めることを目的とする。

ただし、代理出席（演者変更）の場合は、この限りではない。

なお、既に抄録集に掲載された演題を取り下げた場合、欠席と同等として扱い、本規程を適用するものとする

第2章 処 分

(口演演題)

第2条 筆頭演者が口演演題の発表を欠席した場合の対応については、次の各号のいずれか該当する処分とする。

- (1) 事前に欠席の連絡があり、且つ、欠席に正当な事由がある場合は、原則として、抄録及び業績を削除し、演題自主取り消しとして扱う。
- (2) 事前に欠席の連絡がない場合、又は、連絡があっても欠席に正当な事由がない場合は、原則として、抄録及び業績を削除し、2年間（春・秋の総会4回）は、筆頭及び共同演者としての演題登録を受付けない。

(ポスターセッション)

第3条 筆頭演者がポスターセッションの掲示、発表を欠席した場合の対応については、次の各号のいずれか該当する処分とする。

- (1) ポスター掲示がない場合で、事前又は事後に欠席の連絡があり、且つ、欠席に正当な事由がある場合は、原則として、抄録及び業績を削除し、演題自主取り消しとして扱う。
- (2) ポスター掲示がない場合で、事前又は事後に欠席の連絡がない、又は、欠席に正当な事由がない場合は、原則として、抄録及び業績を削除し、2年間（春・秋の総会4回）は、筆頭及び共同演者としての演題登録を受付けない。
- (3) ポスター掲示があり指定発表時に不在の場合で、事前又は事後に欠席の連絡があり、且つ、欠席に正当な事由がある場合は、不処分とする。
- (4) ポスター掲示があり指定発表時に不在の場合で、事前又は事後に欠席の連絡がない、又は、欠席に正当な事由がない場合は、原則として、抄録及び業績は削除しないが、2年間（春・秋の総会4回）は、筆頭及び共同演者としての演題登録を受付けない。

(口演演題及びポスターセッション以外)

第4条 第2条（口演演題）及び前条（ポスターセッション）以外の処分は、本学会当該総会会長及び学術委員会担当理事並びに懲罰委員会担当理事の3名で審議し、審議結果を学術委員会に具申し、処分については、学術委員会で審議する。

第3章 処分の決定

（処分の決定）

第5条 処分の決定は、学術委員会で審議し、出席委員の3分の2以上の賛成があった場合には、その結果を理事会に諮り決定する。なお、学術委員会内の審議にあたって、学術委員会担当理事が特に必要と判断したときは、指名により懲罰委員会担当理事を招聘することができる。

2 処分を学術委員会にて審議するにあたり、審議対象となる演者へ弁明の機会を与える。

（異議申立）

第6条 処分を課された筆頭演者が当該処分に異議があるときは、理事長に対して、別に定める異議申立書により異議を申し立てることができる。

2 処分を課された筆頭演者は、当該処分に係る通知を受けた日の翌日から1週間以内に前項の異議を申し立てなければならない。

3 理事会は、第1項の規定による異議申立について、審議・決定する。

4 前項にかかわらず、理事会は、前項の期間経過後に申し立てられた異議申立については、不適法な申立として却下しなければならない。

5 理事会が必要と判断したときは、第1項の異議申立につき、委員会に諮問することができる。

6 委員会は、理事会の諮問により、第1項の異議申立について審議し、理事会に答申する。

（書面通知）

第7条 前条（処分の決定及び異議申立）の結果については、書面をもって全演者に通知する。

（その他）

第8条 学術委員は、職務上知りえた情報を漏洩してはならない。

附則

1. 本規程は、会員への周知期間を1年間とし、平成26年度社団評議員会時（第87回総会）から施行する。
2. この規程の一部変更は、平成28年1月28日から施行する。ただし、適用開始は第92回日本消化器内視鏡学会総会からとする。
3. この規定の一部変更は、平成30年6月21日から施行する。
4. この規定の一部変更は、平成31年1月25日から施行する。
5. この規定の一部変更は、2020年1月29日から施行する。
6. この規定の一部変更は、2021年1月29日から施行する。
7. この規程の一部変更は、2022年1月26日から施行する。